

平成28年度

事業計画

公益財団法人 北九州市身体障害者福祉協会

目 次

平成28年度事業計画

◇活動方針	2
◇事業計画	3
I 法人運営	4
II 公益事業	4
1. 社会参加推進事業 【公益事業1】	4
2. 東部障害者福祉会館事業 【公益事業2】	6
3. 西部障害者福祉会館事業 【公益事業3】	7
III 収益事業	9
1. 点字・声の市政だより等作成事業 【収益事業1】	9
2. 自動販売機委託販売事業 【収益事業2】	9
IV その他事業	9
1. 地域障害者団体支援事業 【その他事業1】	9
V 他団体連携事業	9

活動方針

ミッション(経営理念)

地域社会の中で、障害のある人が安心して、生きがいを持って自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

ビジョン(目的)

障害福祉の視点から、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくり・ひとづくりに取り組みます。

バリュー(活動姿勢)

- 障害のある人たちの権利を守る活動をします。
- 障害のある人たちの声を聞き、求められるニーズに応える活動をします。
- 個々の障害を理解し、障害のある人の立場に立った視点で活動をします。
- 障害のある人が自分の生き方を選択できるよう、生活を支援する活動をします。
- 障害のある人の生きがいへとつながる、芸術・文化・スポーツ支援の活動をします。
- 障害のある人と地域との架け橋となる活動をします。
- 関係機関・団体と協力、連携して活動をします。

平成27年度は、政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会と九州身体障害者ゲートボール大会という2つの大会を当協会主管で開催し、政令市に共通する課題の共有やスポーツを通じた九州地域の相互の親睦など、両大会で成果を残し、成功裏に終えることが出来ました。

平成26年度からの九身連大会に始まり、大きな大会を連続で担当してきましたが、その最後の年となる平成28年度は、九州身体障害者グラウンドゴルフ大会を当協会主管で開催します。

大会では、今まで積み上げてきた経験を活かし、参加する方たちに喜んでいただけるよう準備を進めるとともに、スポーツを通じて九州の絆が一層深められるよう取り組んでいきます。

平成28年度の大きな社会の動きは、4月1日からの障害者差別解消法の施行です。

この法律のスタートにより、障害のある人たちが地域で生きづらさを感じている場面で、必要な配慮を行なうことが社会の側に求められるようになります。

我々当事者団体としては、必要な配慮を社会に求めていく役割があるとともに、障害によってどのような配慮が必要なのかを社会に向けて伝えていく、メッセンジャーとしての役割も求められています。

当協会もその一翼を担い、当事者団体の一つとして、協会が運営する東部・西部障害者福祉会館を拠点として、合理的配慮が必要な人への支援者の派遣や、地域に向けた障害福祉の普及・啓発活動を行なっていきます。また、近年問題となっている、障害のある人が高齢になり制度や環境面で今までより暮らしにくくなる「高齢障害者問題」に対し、関連団体と共に支援の在り方について考えていくなど、協会の事業を通じて「地域社会の中で、障害のある人が安心して、生きがいを持って自立した生活を営むことができる社会の実現を目指す」という理念の達成のため、上記7つの活動姿勢に基づき活動を行なっていきます。

事業計画

平成28年度の取り組み

(1) 法人運営に必要な財源確保

障害福祉の推進の活動基盤となる法人運営を行なっていく財源として、寄附金や賛助会費、自動販売機等の収益を増やすための取り組みを28年度も継続して行なっていきます。

(2) 生きがい事業の推進

東部・西部障害者福祉会館での講座、交流会の開催など、会館に来る人を対象にした生きがい事業のほか、会館から地域に向けた取り組みとして、法人独自事業で「アートセンター」を新たに立ち上げ、障害者アートの普及等を含めた、障害のある人たちの芸術文化に関する事業展開を行なっていきます。

(3) 人権の啓発及び推進

障害のある人の人権啓発について、障害者差別解消法のスタートと今後の動きに併せて、28年度も引き続き他団体と連携をとりながら、差別をなくすための講演会やワークショップ等の従来の取り組みに加え、その先の条例の制定を見据えた、地域と共に考える取り組みを行なっていきます。

(4) 会員団体との連携強化

会員団体間の連携強化のため、団体相互の交流事業を実施するなど、連携強化に必要な取り組みを実施します。

また、高齢化に伴いこれから課題となってくる、担い手不足からの組織の弱体化の問題について、会員団体との話し合い、共に意見を出し合いながら、解決のための対策を考えていきます。

(5) 社会参加の推進

障害のある人とない人が共に暮らしやすい社会を作るため、地域で交流の機会を作るなど、共に生きていくためのきっかけとなる事業展開を行ないます。障害者差別解消法のスタートと共にますます必要となってくる、地域とのパイプ役である身体・知的障害者相談員と行政、関係機関、地域との意見交換の場づくりなど、連携強化に向けた取り組みを行ないます。

I 法人運営

公益法人としての公益性を維持しながら障害福祉の推進に資するため、また、事業を展開するために必要とされるスキルを持った人材を確保するため、法人運営に必要な財政力や組織力、事業実施に必要な人材育成を行ない、厳しい時代を生き残っていける法人の体力強化を目指し、内外に向けた取り組みを行なっています。

【活動内容】

1. 組織運営に関わる会議の開催

- ・理事会の開催（定例 年2回 5月、29年3月予定）
〈内容〉平成27年度決算、平成29年度予算
- ・評議員会の開催（定例 年1回 6月予定）
〈内容〉平成27年度決算

2. 組織力等、法人の基盤強化に向けた取り組み

会員団体と連携して意見交換、情報交換を重ね、対外的な力を高めていくための関係団体事務局長会議を定期的で開催します。

また、法人の中長期計画の作成や、それに基づいた運営方針を検討する法人運営推進会議を定期的に行なっています。

- ・関係団体事務局長会議の開催（定例 年6回）
- ・法人運営推進会議（定例 年6回）

法人の組織力を向上させるためには、法人を支える職員ひとり一人の育成はかせません。

リーダーシップや課題解決能力、環境適応力、また障害特性の理解などの知識や技術を身に付け、直面した状況に応じて適切な判断ができる人材を育成するために、法人研修及び所属別の研修を行なう、また専門機関の研修へ職員を参加させるなど、法人の貴重な財産となる人材（材）育成に取り組んでいます。

- ・研修会の実施（全職員対象 年2～3回・各所属別職員対象） 随時
- ・外部研修（専門機関が主催する研修への参加） 随時

II 公益事業

1. 社会参加推進事業【公益事業1】

障害のある人たちの社会参加を進めていくため、障害のある人の相談内容に応じた適切な支援を行なうほか、社会参加のきっかけとなる芸術文化活動やコミュニケーション支援を行ないます。また、併せて必要な情報の提供、整備すべき制度、サービスについての要望活動を行なうなど、障害福祉の推進を図ることを目的とした事業を行ないます。

【活動内容】

1. 生活・相談支援事業

(1) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援や情報保障が必要な場面において、障害当事者及び関係団体、企業等に対し、専門性のある支援者（手話通訳者等）を派遣します。

(2) 相談事業（新規）

平成28年4月1日からスタートする「障害者差別解消法」に合わせて、障害のある人たちの差別をなくしていくために、差別等に関する相談に応じ、問題解決のために必要な調整や助

言等を行ないます。

2. 普及啓発・情報提供事業

(1) 障害者芸術文化支援事業

生きがいづくりにつながる、障害のある人たちの芸術文化活動の支援を目的に、日頃の活動成果の発表や市民への障害福祉の啓発の場として、芸術作品展やステージイベントを行ないます。また、アートを通じた地域とのつながりづくりを目的として新たに立ち上げる「アートセンター」を中心として、地域で作品展やステージイベント等の事業を展開しながら、社会に対し障害者アートの普及と新しいアートの価値を伝えていく活動を行なっていきます。

- ・第8回 北九州市障害者芸術祭
ステージイベント 平成28年11月27日(日)(ウェルとばた大ホール)
芸術作品展(予定) 平成28年12月6日(火)～11日(日)(黒崎市民ギャラリー)
- ・地域における作品展「かがやき作品展」の開催(年間6回予定)
- ・地域におけるステージイベント「かがやきステージ」の開催(年間2回予定)
- ・芸術文化にかかるアーティストの登録および情報発信
- ・その他、障害者アートの価値向上につながる事業の開催

(2) 情報提供事業

ホームページ及び広報紙を活用して、障害福祉に関わる情報を発信することで、市民への啓発と障害のある人たちの社会参加推進を図ります。

- ・ホームページによる各種情報の提供
- ・広報紙「しんしょうだより」の発行 年間4回 各1600部発行

(3) 啓発・要望活動事業

すべての市民にとって暮らしやすいまちづくり・ひとづくりのため、国や市に対して必要な制度、諸施策に対する要望等の活動を行います。市レベルでは、北九州市障害福祉団体連絡協議会をはじめとした関係団体と連携し、国レベルでは、全国の関連団体と連携して要望活動を行ないます。

障害者差別解消法の施行に伴い、地域の施設が障害のある人が使いやすい施設となるよう、バリアフリーに関する情報収集を行ない、啓発を行なうとともに、施設や設備の改善点を要望活動へつなげていきます。

また、スポーツ大会の開催を通じて参加者相互の交流を図りながら、使用するスポーツ施設の改善点などを集約し、その後の改善要望活動へつなげていきます。

今年度は、第10回九州身体障害者グラウンドゴルフ大会を当協会が担当します。

- ・第61回日本身体障害者福祉大会(きょうと大会)
平成28年 5月11日(水)～12日(木)
- ・第57回政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会(神戸大会)
平成28年 9月 3日(土) 会場 ANAクラウンプラザホテル神戸
- ・第10回九州身体障害者グラウンドゴルフ大会
平成28年10月 7日(金) 会場 響灘緑地(グリーンパーク)

2. 東部障害者福祉会館事業【公益事業2】

自立、社会参加のために支援が必要な障害のある人たちの活動拠点として、障害者福祉会館の運営や社会参加支援事業を実施します。

事業を実施する上では、様々な障害の特性に応じた支援ができる資格（手話通訳士や介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士など）を持つ専門職員を配置し事業を実施します。

事業の実施を通して挙げた課題について分析し、その中で問題提起が必要なものについては、広報誌やセミナーを通して広く社会へ伝えていきます。

また、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づき、障害のある人たちの自立、社会参加の支援を目的として活動する団体に無料で部屋の貸し出しを行いません。

利用者の意見を聞きながら、ハード・ソフト両面での環境の整備に努め、ウエルとばた内にある障害者・高齢者関連団体と連携した事業の実施や協力により利用者へのサービスの向上と、一般市民への障害の啓発を推進していきます。

【活動内容】

1. 障害者社会参加支援事業

(1) 社会参加講座開催事業

- ・パソコン講座、料理講座など12講座予定

(2) 交流事業

- ・交流会 年1回
- ・開館記念文化祭「ふれあい広場」 平成28年10月30日（日）予定

(3) 支援者養成事業

- ・ボランティア入門講座
- ・障害のある人へのコミュニケーション支援セミナー 平成28年 8月予定

(4) 情報提供事業

- ・会館だより 年4回 各1600部発行
- ・講座パンフレット 年2回 各700部発行
- ・情報センター設置事業
福祉関係書籍の貸し出しや、福祉関連新聞切り抜き記事の施設内での掲示
- ・障害者芸術文化活動の情報発信と収集 フェイスブックにて随時

2. 障害別社会参加支援事業

(1) 障害別支援者養成事業

- ・要約筆記者養成講座

(2) 障害別生活支援事業

- ・要約筆記者の派遣
- ・自立支援事業（自立生活講座、自立生活外出プログラム）
- ・視覚障害者生活教室
- ・音声機能障害者発声訓練事業（発声教室）
- ・発声訓練指導者養成事業
- ・オストメイト社会適応訓練事業（オストメイト講習会）
- ・障害者相談員活動強化事業（相談員研修会）

3. 貸し部屋支援事業

障害のある人やその支援者、関係者が福祉の向上を目的とした会議、研修、芸術・文化・余暇活動などで会館を利用する場合に無料で部屋の貸し出しを行ないます。

収益を目的とした内容についての部屋の貸し出しは行ないません。

貸出日：月曜日～土曜日 9時30分～21時
日曜日 9時30分～18時

休館日：火曜日、祝日、年末年始

3. 西部障害者福祉会館事業【公益事業3】

自立、社会参加のために支援が必要な障害のある人たちの活動拠点として、障害者福祉会館の運営や社会参加支援事業を実施します。

事業を実施する上では、様々な障害の特性に応じた支援ができる資格（手話通訳士や介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士など）を持つ専門職員を配置し事業を実施します。

事業の実施を通して挙げた課題について分析し、その中で問題提起が必要なものについては、広報誌やセミナーを通して広く社会へ伝えていきます。

また、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づき、障害のある人たちの自立、社会参加の支援を目的として活動する団体に無料で部屋の貸し出しを行ないます。

利用者の意見を聞きながら、ハード・ソフト両面での環境の整備に努めます。さらに、コミュニティ内にある区役所、関連施設と連携して、文化祭の開催や連携事業の実施など利用者へのサービスの向上と、一般市民への障害の啓発を推進していきます。

【活動内容】

1. 障害者社会参加支援事業

(1) 社会参加支援事業

- ・パソコン講座、料理教室など16講座予定
- ・関連施設とのコラボレーションによる講座

(2) 交流事業

- ・交流会 年1回
- ・ひとみらい交流ウィーク「であい・ゆめ広場」 平成28年11月13日（日）予定

(3) 支援者養成事業

- ・ボランティア入門講座

(4) 情報提供事業

- ・会館だより 年4回 各1600部発行
- ・講座パンフレット 年2回 700部発行

2. 視覚障害者社会参加支援事業

(1) 製作および貸出事業

- ・視覚障害者を対象とした点字・デイジー図書の製作、および点字・テープ・デイジー図書の貸出
- ・視覚障害者を対象とした点字・テープ・デイジー雑誌の貸出、JBニュースの点字送付

(2) ボランティア養成および研修事業

- ・音訳ボランティア養成講座（初級・中級・上級）
- ・点訳ボランティア養成講座（初級）、スキルアップ研修会

- ・テキストデイジー製作ボランティア養成講座
- ・ミニ点字教室

(3) 情報提供事業

- ・機器操作支援
- ・広報誌の発行 点字図書館だより 年3回 各450部発行
- ・リーディングネットワーク（対面朗読）

(4) 交流事業

- ・点字図書館交流会（当事者、ボランティア、職員による三者交流会）
- ・意見交換会（当事者、職員）

3. 聴覚障害者社会参加支援事業

(1) 制作および貸出事業

- ・聴覚障害者を対象とした、手話・字幕挿入映像資料の制作および貸出
- ・巡回ライブラリー事業

(2) 支援者養成および研修事業

- ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成講座（応用）
- ・字幕ボランティア養成講座
- ・ミニ手話教室

(3) 生活支援事業

- ・手話通訳者の派遣
- ・盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣
- ・盲ろう者社会参加講座

(4) 情報提供事業

- ・社会情報等提供事業
- ・聴覚障害者支援セミナー
- ・広報誌の発行 年4回 各300部発行

(5) 交流事業

- ・聴覚障害者情報センターのつどい
- ・聴覚障害者ふれあいの会（当事者、ボランティア、職員、または市民による交流会）
- ・盲ろう者交流会（年4回 盲ろう者支援サークルひまわりと共催）

4. 貸し部屋支援事業

障害のある人やその支援者、関係者が福祉の向上を目的とした会議、研修、芸術・文化・余暇活動などで会館を利用する場合に無料で部屋の貸し出しを行ないます。

収益を目的とした内容についての部屋の貸し出しは行ないません。

貸出日：月曜日～土曜日 9：30～21：00

日曜日 9：30～18：00

休館日：火曜日、祝日、年末年始

Ⅲ 収益事業

1. 点字・声の市政だより等作成事業【収益事業1】

北九州市が発行する広報誌「市政だより」、「市議会だより」等の点字・録音版を製作し、視覚障害者の生活に必要な情報提供を行ないます。また、視覚に障害のある人が日常的に使用する点字用紙などの販売も行ないます。

【活動内容】

市政だより、市議会だより、ていたんプレス等、北九州市等の公的な機関が発行する書類の点字物、録音物の作成と日常生活用品の販売。

2. 自動販売機委託販売事業【収益事業2】

北九州市立東部障害者福祉会館や北九州市立西部障害者福祉会館をはじめ、北九州市内の公的施設に自動販売機を設置し、飲料販売を行ないます。

自動販売機による飲料販売収益は公益目的事業に還元します。

【活動内容】

自動販売機による飲料販売。

Ⅳ その他事業

1. 地域障害者団体支援事業【その他事業1】

北九州市内で活動する身体障害者団体の支援を通して、北九州市の障害福祉の推進を図ることを目的に事業を行ないます。

【活動内容】

当事者団体が企画する啓発、学習、交流などを目的とした事業に対して連絡調整、広報等の事業協力を行ない、その活動を支援します。また、障害別の全国及び九州地区組織開催の福祉大会、スポーツ大会への参加支援も行ないます。その他、障害別団体が九州及び全国規模の大会を主催する場合の大会開催に関する支援も行ないます。

- ・当事者団体企画事業支援
- ・障害別全国組織及び九州地区組織開催の福祉大会参加、スポーツ大会参加支援
- ・障害別団体による九州及び全国規模大会開催支援

Ⅴ 他団体連携事業

北九州市の障害福祉推進のため、他団体と連携して行政に対し必要な政策提言、意見交換を行います。また、障害福祉に関する情報を収集し提供します。

1. 北九州市障害福祉団体連絡協議会（常任委員）

市内の障害福祉政策に関する行政との協議及び要望活動、人権啓発活動

2. 北九州市福祉のまちづくりネットワーク（世話人団体）

福祉のまちづくりに関する行政との協議、意見交換

3. 北九州市障害福祉情報センター（運営委員）

障害福祉に関する情報収集及び提供